

会議結果報告書

会議の名称	令和6年度第2回札幌市子ども・子育て会議
日時・場所	令和6年9月19日（木）10：00～12：00 ホテルライフオー札幌「ライフオー トホールⅠ」
出席委員 23名/29名中	天野舞子、五十鈴理佳、大場信一、大森悠平、加藤智恵、川内佳奈、桑原俊二、 斎藤規和、椎木仁美、繁泉将晴、高瀬麻美、千島孝洋、千葉一博、永浦拓、 馬場政道、林亜紀子、樋口雅宏、藤原里佐、星信子、前田尚美、箭原恭子、藪淳一、 山口裕一（敬称略）

議事	概要
1 （仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの素案について	<事務局説明> 事務局より以下の資料について説明を行った。 ・資料1 （仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン素案 ・資料2 （仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン素案概要 ・資料3 （仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランにおける教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について <主な委員質問・意見> 資料2（7ページ）第4章 具体的な施策の展開 ・（委員）2点質問がある。1点目は、いじめ防止対策について先日、旭川市のいじめ事案に係る報告書が公表されたが、札幌市として、当該報告書から何かを学び、次期計画の中に追加で盛り込むことはあるか。 →（末原児童生徒担当課長）この重大事態の調査については、「全容解明」と「再発防止」の2つの大きな目標がある。他市のことは考えず、再発防止につなげていくことが非常に重要なことだと思う。本市にあってもあのようなことがあってはならないと認識しており、あの事案を生かして今後どのようなことができるか、十分施策等に生かしたいと考えている。今回のプランにどの程度反映できるかについては、関係部局と協議して考えていきたい。 ・（委員）要望として、授業の中でいじめは深刻な人権侵害ということを子どもに教えていく、あるいは教職員の研修会で教えることがとても大切なことだと思うので、そういうものを具体的に計画の中に盛り込んでいただきたい。また、当該報告書では性に対する子どもの誤った情報に触発されていじめをしていった経過が報告されているおり、従来の性教育ではなく、いわゆる包括的性教育、性交も含めた正しい性教育をしっかりと行うことが、いじめを防止する1つの大きな方策であると提言されている。性交という根源的な子どもたちの関心事に目を向け、そこに正しい科学的な教育をしていかなければ、性暴力含んだいじめというものはなくなっていくと思うので、包括的性教育を進めていただきたい。 ・（委員）質問2点目は、社会的養護を必要とする若者支援について、今年度からこども家庭庁にて事業開始した社会的養護自立支援拠点事業というのがある。今まで札幌市の方で社会的養護自立支援事業を行って

るが、拠点事業は少し内容が違うものと認識している。当該事業について、北海道では今年度から事業開始しているが、この拠点事業を次期計画の中で具体的に事業を行うのか、まだ検討状態でこの計画には盛り込まないということなのかお聞きしたい。

→（笹谷地域連携課長）社会的養護自立支援事業は、これまでと同様に次期プランの方に掲載しているが、社会的養護自立支援拠点事業については、まだ庁内議論の段階である。そのため、次期プランには掲載していないが、今後に向けて、北海道や先進他都市の状況等も把握し、検討を続けていきたい。

・（委員）基本目標 1－基本施策 5 の中の子ども・若者の命を守る取組の 2 つ目として、小中学生等に対する自殺予防啓発事業があるが、札幌市内の学校にて、どの割合で、どれぐらいの学校で行われているのか。また、当該普及活動が学校職員ではなく外部の団体に委託する形で行われているのか。

→（二渡子ども企画課長）こちらについて、所管課が出席していないため、確認の上、後日情報共有する。

・（委員）生徒指導提要が改訂され、課題未然防止教育、プロアクティブな生徒指導を年間のカリキュラムの中に位置づけて外部の専門スタッフと連携して進めることとなっている。どの程度の割合でなされているのか確認したいのと、自殺だけではなく、学校での未然防止教育というのをしっかりどの学校でもできるようなサポートはすごく大事だと思うので、この辺を強調すると良いと思い、質問した。

・（委員）先にも意見があった旭川市のいじめ事案を受けて、いじめが起きてからではなく、防止という視点から、札幌市でも子どものために対策を考えていただきたい。また、校内でのいじめ、犯罪にまで至るような、軽犯罪的な事象も起きていると聞いているが、これに対するスクールロイヤーというような取組や視点など、考えていることがあるか。

→（末原児童生徒担当課長）いじめの未然防止については、旭川市事案の提言を読み、教育委員会でも検討を進め、本市に生かしたいと考えている。具体的には、いじめ防止対策推進法の中では、警察との連携について記載があり、犯罪行為に及ぶ場合には、速やかに警察に連絡するというので、警察との連携については躊躇することなく、学校から生活安全課等に相談しながら対応を進めており、この旨、今年各学校への通知もしているところ。あわせて、スクールロイヤーについても、年々活用が進んでおり、学校で法律的に困ったところの判断について、速やかにスクールロイヤーを教育委員会から学校へ派遣するなど、法的な組織に則り対応できるよう学校とともに取り組んでいる。

・（委員）いじめに関して、子どもや教職員がいじめに関する法律の趣旨を実践することは大事だと思うが、いじめに関する法律や学校での対応方法など、保護者に対しての説明や研修等の実績、また今後の予定はある

か。

→（末原児童生徒担当課長）昨年度、本市で重大事態が起きてしまったことから、大幅に札幌市いじめ防止等のための基本的な方針を改定し、この改定に基づき、各学校のいじめ防止等のための方針を、各学校でそれぞれ地域の実情に合わせて立てたところ。これについて春休みに方針の改定を各学校で進め、4月当初に今年度の取組について保護者に伝えられるようにし、その際にいじめ防止推進法についても触れながら、各家庭にお知らせするようにしている。

・（委員）保護者に対するアプローチについて、基本方針で規定されているが、学校で実際に実践されているのかどうかの問題だと思うが、これについてどのように検証しているのか、もしくはその予定なのか。

→（末原児童生徒担当課長）計画が張りぼてで終わらないように、教育委員会としても実際に学校がどの程度運用しているか、随時確認してきたところ。その方法として、1つは年度初めにいじめについてどのように年間で取り組むか、生徒指導の年間計画を学校から提出してもらい、新しい取組ができているかどうか確認している。2つ目として、6月までに各学校に教育委員会の指導主事が訪問し、直接校長から、新しいいじめの方針等の改定の内容について、十分趣旨を理解して推進しているか聞き取りを行っている。3つ目として、基本方針が、札幌市のものと併せて順調に進んでいるかチェックリストを作成し、校長に確認を依頼し確実に漏れが無いように進めている。その後の状況確認として、4つ目に学校経営懇談があり、教育委員会が直接校長からまた確認をしている。5つ目として実際に各学校から提出された新しい方針が、法律に照らし合わせても適切な方針に変わっているかなど順次1校ずつチェックし、気になる点について都度学校に指導・助言を行ってきている。それに加えて、実際にいじめの防止対策組織において、適切な組織の運用になっているかどうか、構成員、校長が不在時の対応、開催時期、定期的に行われているかどうかについても適時報告を受けており、併せて管理職向け研修など、いじめの防止対策組織の役割や取組については、適時研修等で説明をして、一般教諭、管理職にも広く広まるように努めている。

・（委員（中学校長会所属委員））これまでもいじめの未然防止や対応について、学校において十分に取り組んできたつもりではいたが、このたびの重大事態の報告書で不十分な点が多々指摘されたことから、今年度初めより学校における対応について、さらに一歩踏み込んだ対応ということで取り組んでいる。特に、市の基本方針の改定に伴って、各学校での基本方針も改定し、中でも校内のいじめ対策委員会を月1回定例で開催しなければならないということで、今年度から早速取り組んでいる。これまでは何か心配な兆候など情報があつた際に招集していた会議だが、今年度からは月1回、特に心配な事案が起きていない段階でも開催し、普段の取組で不足している部分や未然防止に向けた取組を話し合い、心配な事案、兆候があつたら、それを学校全体で組織として把握して、重

篤な事態に至らないうちに、早期に組織的な対応ができるように取り組んでいる。そういった取組の強化によって、重篤な事態、深刻な状況になる前に子ども変化の兆候を捉えて対応ができていると実感している。

- ・（委員）前回の会議にて学校の基本方針、いじめ対策組織がどうなっているかを質問し、市の基本方針が改定され、それについて学校に周知徹底すると回答があったが、先の委員意見のとおり周知徹底されつつあると思う。しかし、自分が調べた範囲では、現状でも基本方針が変わっていない学校もあったことから、順次点検を行っているということであるが、もう少し馬力かけて行っていただきたい。また、先の委員意見にあったいじめ対策委員会を毎月 1 回何もなくても開催していくというのは、すごく大事なことだと思う。全国各地の学校のいじめ対策組織の運用を聞くと、ロールプレイを活用した研修を行い、一番問題を担っている初期対応について、学校でマニュアルを作っているなどいじめの対策組織に沿った運用をしていると聞くので、そういったことを踏まえて取り組んでいただきたい。

- ・（委員）地域や公園、児童会館などで、子どもが学校とは違う顔を見せるということを感じている地域の人間も大勢いる。学校や教育委員会だけの話ではなく、札幌市民全員が子どもを真ん中にするという意識をしっかりと持ち、市全体で考えていくということがとても今は大事なのではないかと考えている。いじめは本当に子どもの死につながり、待ったなしで起きてしまうことなのではないかと思い、早期に発見することは私たち市民全員の責任なのではないかと思う。（意見のみ）

資料 3（10 ページ） 5. 地域子ども・子育て支援事業関係の量の見込み及び確保方策

- ・（委員）放課後児童健全育成事業に係る量について、確保方策として専用区画のほかに放課後等専用区画についても供給量に含めていると記載があるが、放課後等専用区画についてはどの程度実態として活用されているのか。
- ・量の見込みについてと供給量については、放課後児童健全育成事業の中の児童会館児童クラブ及びミニ児童会館児童クラブのみについて書かれているのか、それとも、民間児童育成会及び届出のされた民間放課後児童健全育成事業所も含まれているのか。また、「本市事業」というところに、放課後児童クラブと民間児童育成会と並べているが、放課後児童クラブは、民間児童育成会も含んだ概念だと私は考えているので、並べて記載するのはどうか。

→（中家放課後児童担当課長）1 点目、どの程度活用されているかについて、例えば学校の中の使われていない部屋を活用させてほしいということで学校と調整し可能な限り使わせてもらうということなので、数量的に何パーセントとは示せないが、可能な限り使用している。放課後児童クラブについては、指摘のとおり民間児童育成会で行っている放課後児

童健全育成事業も放課後児童クラブであるが、放課後児童健全育成事業として国で位置づける以前から、全国的に民間の保護者を中心とした自主運営に近い形で民間学童が全国的に展開されてきた経緯があり、民間児童育成会を含んで資料を構成していることを分かりやすくするため、このように記載している。したがって、量の見込みについても、需要、供給、全て民間児童育成会を加味している。

- ・(委員)同じ本市事業と並べても民間児童育成会の方は保護者の負担が経済的にも大変大きく、同じ量の中で比べられても、民間児童育成会を選ぶに選べないということがあり、そこも含めた量の見込みの確保については、このままでいいのかという思いがある。負担の格差解消がなされない限り、同じ事業で同じ量の範疇に入れても、結局そこを選べないことで、民間では児童が集まらなくて、この事業自体が成り立たなくなってしまう危機に毎年保護者がさらされながら、子どもの居場所を確保できないの瀬戸際に立たされることがすごく多くなっている。昨年度、部会にて議論した新規民間児童育成会の導入についても、過密化している校区に民間児童育成会を認めるという決定をして参入がされたが、その地区の1館に400人ぐらい来ている児童会館から人が移らないといったこともあるので、同じに並べてニーズ確保とされることには少し違和感がある。

→(中家放課後児童担当課長)いろいろと記載の方法があると思うが、現状、札幌市全体で見たときの供給量、それから需要ということで表現する形でそれぞれの市町村が計画を設定することになっている。指摘のとおり、民間児童育成会は月の会費などの負担はあるが、一方で有料であるがゆえにいろいろな良さがあり、一定数の人数が通っていることから、現状の児童会館、ミニ児童会館で行われている放課後児童クラブとともに、札幌市の放課後児童健全育成を支えているということで間違いないので、どこかで数字はまとめて表現せざるを得ないことから、このような形を取らせていただいたところ。

資料2 (2ページ) 札幌市の現状

- ・(委員)前計画の総括的なものが出てくると思うが、可能であれば人材の確保と定着、育成の問題について大きな課題だと思うので触れていただきたい。

→(二渡子ども企画課長)今回の計画の中で基本的な方針の四つ目に掲げている地域資源の活用、それから社会全体で支えるということを今回の大きな柱の1つにしている。そういう意味で、各分野での人材確保、定着というのは非常に重要な問題とも考えているので、どのような形で触れるかは検討するが、意見を踏まえて次期プランに反映させたいと思う。

資料1（48 ページ）第4章 具体的な施策の展開、資料2（4 ページ）計画の推進体系

- ・(委員)子どもの権利について、啓発など広報されていることも確認できるが、子どもの権利を掲げて政策を立てていくときに、どこまで浸透していけるかが課題になると思う。コスタリカでは、小学校1年生で愛されることと遊ぶことが子どもの権利であると学び、大人もそのことを分かっていて、子どもの意見をすぐに政策を立てて反映する仕組みがある。広報なども大事な取組だが、子どもたちも大人も子どもの権利というものを実感として生活の中で簡単かつもっと身近に感じるような取組を考えていただきたい。

→(石堂子どもの権利推進課長)現在、子どもに向けた子どもの権利の理解促進については、主に3点行っている。1点目が出前授業等で子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、児童や生徒を対象に出前授業を行っているほか、児童会館で子ども出前講座を実施している。

2点目として、子どもの権利条例のパンフレットがあり、毎年小学校4年生と中学校1年生に向けて、子どもの権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するものを配付している。こちらは授業でも使えるよう、教育委員会と協議をしながら内容を考えているところ。また、高校1年生に対しても、条例の理念や概要を解説するチラシを配付している。

3点目として、「子どもの権利せんりゅう・ポスター」展の作品を募集しており、毎年「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、作品を制作することで理解を深め、作品を通じた普及啓発を行うため、子どもたちから川柳・ポスター作品を募集している。入選作品は「子どもの権利の日」である11月20日を含む期間に、子どもはもちろん、子どもと普段関わりのない大人の方も含め不特定多数の方が往来するチカホ空間などに掲示をして啓発を図っている。

しかし、ご指摘のとおり、まだまだ不足している部分もあるので、より一層の理解促進を図るような手法を取りながら、広く普及啓発を行っていきたい。

- ・(委員)先の委員の指摘については、取組をするうえで大事なところで、啓発や何かしたものがなかなか現実に浸透しないという難しさは、どの分野でもすごくあると思う。いじめの未然防止や、そういうための啓発とか予防は知識レベルでの理解だと思うが、いじめがいけないことはすべての子どもが頭では分かっているけれどもやってしまうとか、権利があるというのは、頭ではそうだけでも実感が伴わないことなどについて、例えば感情のコントロールや大事にされる言葉を掛け合う体験などそういう体験を伴う取組というのが予防に対してすごく大事になってくると思う。学校がまたこれをやらなければいけないとなると先生方が大変ではあるが、本来、日々の学級経営とか指導の中で子どもの気持ちを尊重したりとか、スキルを教えたりということに取組まれている部分もあると思うので、いろいろな家庭や学校、地域での事例をクローズア

	ップして今できていることを紹介するという、ボトムアップ的な部分も広げていくことで、すごく身近に自分たちもできると思えるようになるかと思うので、そういう点も、この事業や取組の中で検討していただきたい。（意見のみ）
--	--

報告	概要
1 各部会の決議状況について	<事務局説明> 事務局より以下の資料について報告を行った。 資料4 認可・確認部会の決議状況 資料5 児童福祉部会の決議状況 資料6 若者支援施設在り方検討部会の決議状況 <委員からの意見及び質問> 資料5 児童福祉部会の決議状況 ・（委員）里親の認定について、決議状況が5組となっているが、何組の申請があったのか。また、札幌市の方で里親をどの程度認知しているのか、どの程度の方を里親として、いつでも子どもを引き取っていただけるなど、体制状況等について伺いたい。 →（湯谷家庭支援課長）5組中、5組の承認である。また、里親の周知については、来月里親について市民の方々に知ってもらうためのフォーラムを開催したり、広報誌の方にも、里親制度についての記事を掲載したりする予定。現在札幌市では、令和5年度末で452組の方に里親に登録いただいております、実際に児童相談所から委託している委託里親が、令和5年度末で149組と登録里親のうち33%ほどの里親の方に委託している。これは全国的な数字で見ても、おおむね同様の傾向。 また、児童相談所からの委託だけではなく、ショートステイで受け入れていただいている里親や、登録はしたけれども仕事の状況等で受けられない里親など、様々な事情があり7割、8割といった委託にはなっていないというのが全国的な状況である。